

森林・林業・山村振興施策の推進に関する提言

我が国の林業は、施業集約化や路網整備・機械化の立ち後れによる採算性の低下、さらには脆弱な木材供給体制などから生産活動が停滞する中、集中豪雨、地震、台風等の度重なる自然災害の発生により、地域の安心・安全が脅かされ、森林の持つ多面的機能の低下が懸念される極めて厳しい状況にある。

また、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故の被災地では、林業再生に向けた取組が進められているが、依然として全体復旧には至っていない。

このような深刻な状況下において、森林の適正な整備・保全を着実に推進するとともに、林業の安定的発展に向け、森林・林業基本計画等に基づき、森林施業の集約化や路網の整備、林業労働力の確保、林業技術者等の人材育成、並びに木質バイオマスの利用促進を含む国産材の振興等により、我が国林業の持続的かつ健全な発展を図る必要がある。

よって、国は次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1 森林整備・治山対策の推進

(1) 国土保全、水源涵養、地球温暖化防止、生物多様性保全など森林が持つ公益的機能が継続的に維持・発揮されるために必要な財源を確保すること。

また、施業集約化や路網整備等の取組をより一層推進するとともに、森林所有者による森林整備を進める観点から、同整備にかかる支援措置の拡充を図ること。

さらに、主伐を行う際の路網の計画的整備など主伐を促進するシステムを確立するとともに、主伐後の植栽・保育等の森林再生に対する総合的な支援を行うこと。

(2) 間伐等の緊急に施業が必要な森林整備を速やかに実施するため、森林経営計画の認定手続きや補助申請等の事務の簡素化を図ること。

(3) 荒廃竹林の拡大により、隣接した人工林への侵入や竹藪化に伴う里山環境の悪化、景観破壊等の問題が深刻化していることから、竹林整備にかかる取組を強力に推進するとともに、竹パウダーをはじめとする竹材の有効活用や新たな製品開発を行うなど総合的な対策を講じること。

(4) 森林の保全や災害防止の推進に当たっては、効果的な事業の実施及び必要な財源を確保すること。

また、治山事業については、費用便益及び算定基準を見直し、小規模災害にも対応しやすい制度とすること。

(5) 森林災害防止の観点から、路網整備が図れない奥地林や、重要な水源林及び溪畔林などでの「伐捨間伐（切捨間伐）」への支援を継続するとともに、計画的な間伐を進めるための中期的な展望を示すこと。

また、減災・防災対策として、山地防災機能の強化を図るとともに、流木・土石流による被害を軽減するため、山間地溪流を対象とした森林環境整備と治山対策を一体的に実施する制度を創設すること。

(6) 森林・林業の再生に向けた取組を実現するため、地域の森林・林業の牽引者となる森林総合監理士（フォレスター）や森林施業プランナー等の人材育成を強化すること。

(7) 森林の計画的な整備・保全及び森林経営計画の策定をより円滑に行うため、森林境界の明確化を強力に推進するとともに、森林所有者の確定に向けた環境整備の充実強化を図ること。

併せて、航空写真やGISをはじめとする森林情報のインフラ整備の充実を図るとともに、都市自治体において、当該情報の一元管理が可能となるような支援体制を構築すること。

(8) 森林の土地の所有者届出制度における事務負担の軽減や事務手続きの簡素化を図るとともに、実効性のある効果的な制度のあり方について検討すること。

2 木材利用の推進

(1) 公共建築物木材利用促進法と建築基準法との整合性を要するものについて、速やかに調整を行うとともに、木材の耐火技術の向上を図ること。

また、公共施設の木造化等に対する支援の拡充や、木造建築の新設・リフォームを行う施主に対し、国産材使用量に応じた支援を行うこと。

さらに、災害時における木造応急仮設住宅の建設を推進するための供給ネットワークを全国的に確立すること。

(2) 再生可能エネルギーとして木質バイオマスの利用を引き続き推進するとともに、除染のために伐採した木材のバイオマス利用やこれからの林業の柱となる新たな木材利用について幅広く検討すること。

また、既存の木質バイオマス加工・活用施設及びその運営健全化等に向けた取組に対し、より一層の支援措置を講じるとともに、原木の安定供給やペレットの配送、燃焼灰の共同処理など地域循環システムへの支援措置の充実を図ること。

(3) 国産材利用拡大に向け、C材、D材等比較的安価な木材について搬出と流通の円滑化を図り、新規分野を開拓するとともに、パルプ・チップ用材の需要を高める取組を推進すること。

- (4) 流域単位での木材流通や利用を促進するため、地域の木材業者の連携強化に向けた取組を推進するとともに、地域循環型の木材供給体制を構築するための支援措置を拡充すること。

3 持続的森林経営の確立

- (1) 国産材が低コストで安定的に出荷できるよう、施業地の集約化を図るために必要な森林境界の明確化、林道・作業道などの生産基盤の整備、搬出、運搬に対する支援の充実など体制整備を図ること。

特に、急峻な地形に適した路網整備や路網の強靱化に対する支援を拡充するとともに、作業道等の長期利用に向けた補修・改良費用に係る負担軽減措置の充実を図ること。

また、林業従事者の経営基盤を安定させるため、木材価格の下落に対応した措置として、山元への利益還元を中心とした、木材生産に対する支援を行うこと。

- (2) 林業の担い手の確保・育成を図るため、新規参入者に対する支援の充実を図るとともに、林業従事者の賃金や雇用形態、安全面等の待遇改善に向けた取組を推進すること。

また、林業に関わる基本的研修を行う育成機関の設置等を行うこと。

4 森林病虫害被害対策の推進

- (1) 松くい虫被害の拡大防止を図る観点から、松くい虫被害を受けない抵抗性マツの研究を推進し、植栽に必要な供給量を確保するとともに、樹幹注入の重点実施や農薬の空中散布による健康被害の防止のための研究など総合的な松くい虫対策を強化すること。

併せて、ヤノナミガタチビタムシ等の新たな病虫害による森林被害の防止に向けた取組を強力に推進すること。

また、海岸部における民有保安林について、公有化に向けた支援策並びに駆除・防除に対する支援措置を講じること。

- (2) ナラ枯れ被害等については、国有林・民有林の連携による被害調査や駆除など総合的対策を推進すること。

5 鳥獣被害防止対策の推進

- (1) 野生鳥獣による農林作物の被害が激増しているため、森林の生態系等環境問題とも連携した駆除・防除対策の調査研究を行うとともに、省庁横断的な体制整備と広域的な被害対策を推進すること。

- (2) 鳥獣被害対策実施隊等の人件費を「鳥獣被害防止総合対策交付金」の対象とするなど、駆除・防除対策に関する財政支援の拡充を図ること。

また、個体数抑制に向けた捕獲活動を集中的かつ円滑に実施するため、「鳥獣被害防止緊急捕獲等対策」における捕獲個体の確認方法を簡素化すること。

- (3) 高齢化等による鳥獣捕獲従事者の減少に対応するため、狩猟制度及び関係法令について更なる見直しを行うなど、捕獲従事者の負担軽減を図るとともに、捕獲の担い手を確保するために必要な措置を講じること。

6 官行造林の適正な取り扱い

公有林野等官行造林の契約解除に伴う大規模伐採に当たっては、地元自治体の意見を踏まえ適切な処理を行うこと。

また、皆伐による収益の見込めない造林地については、適切な森林管理を前提として地権者に権利譲渡するなど、柔軟な対応を図ること。

7 水源地域の保全強化

外国資本等による森林買収とそれに伴う大規模な伐採の規制を強化するとともに、水源地域の保全強化に向けた国有林化の推進や公有林化に対する支援措置を講じること。

8 地球温暖化防止に向けた森林吸収源対策の推進

「地球温暖化対策のための税」については、森林吸収源対策やCO₂排出抑制策など、地球温暖化対策に関する国と地方の役割分担を踏まえ、その一定割合を地方に譲与する仕組みを創設すること。

9 都市自治体職員の人材育成の強化

都市自治体における役割の増加及び業務の多様化に対応するため、自治体職員を対象とした研修会等の充実強化を図ること。

10 東日本大震災及び原発事故からの復旧・復興

東日本大震災を踏まえ、海岸防災林の再生等の早期復旧・復興を図るための総合的な支援措置を充実強化すること。

また、東京電力福島第一原子力発電所事故を受け、森林の除染や放射性物質を含んだ廃棄物・焼却灰の適切な処理及び原子力損害に対する迅速かつ適切な賠償が確実に実施されるよう万全の措置を講じること。

さらに、風評被害により価格が下落しているシイタケ等の特用林産物について、価格や消費の回復を図るとともに、生産を継続できるよう支援措置を講じること。

平成 25 年 11 月 13 日

全国市長会経済委員会
林政問題に関する研究会